介護保険　第２号被保険者の認定に係る特定疾病について

　４０歳から６４歳までの介護保険被保険者（第２号被保険者）が介護認定を受ける場合、その介護を要する原因となる疾病が下記の特定疾病（介護保険法施行令第２条）である必要があります。

記

１　　がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

２　　関節リウマチ

３　　筋萎縮性側索硬化症

４　　後縦靭帯骨化症

５　　骨折を伴う骨粗鬆症

６　　初老期における認知症（介護保険法第５条の２に規定する認知症をいう。）

７　　進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

８　　脊髄小脳変性症

９　　脊柱管狭窄症

１０　早老症

１１　多系統委縮症

１２　糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

１３　脳血管疾患

１４　閉塞性動脈硬化症

１５　慢性閉塞性肺疾患

１６　両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

以上